

VIII

第8節 復興を支える体制

震災という未曾有の事態に対処するために、市は復興事業の進捗に応じて随時組織改編を行い、事務執行体制を整備した。

震災直後の初動対応から現在に至るまでの復旧・復興事業においては、常に膨大なマンパワーを必要とし、全国の自治体などからの派遣職員に支えられて事業を進めた。

一方、市議会は議員全員で構成する「東日本大震災調査特別委員会」を設置、令和3年度現在も市当局と復旧・復興事業の内容や進捗状況などの情報共有、意見交換に取り組んでいる。

組織とマンパワー

93 組織の改編

94 マンパワーの確保

市議会

95 東日本大震災調査特別委員会

視察・要望

96 視察対応と要望活動

VIII 復興を支える体制

組織とマンパワー

組織の改編



市は、平成23年に市震災復興計画を策定し、震災被害からの早期復旧と住まいの再建、産業の再生を最優先として復興事業に取り組んできた。

この間、震災復興事業の進展を踏まえた体制整備として年度ごとに組織改編を行い、事務執行体制の強化と適正化を図った。

本項では、復興関連事業や地方創生事業などに関する主な組織改編について触れることとする。

なお、行政組織の変遷は資料編(→p.498)に掲載した。

基本情報

■ 組織改編の概要

【平成22年9月時点の組織体制】

7部、2支所、39課、8室、106係、6事務局、2病院

【平成30年4月時点の組織体制(最大時)】

7部、2支所、50課、13室、116係、6事務局、2病院

【令和3年4月時点の組織体制】

7部、2支所、44課、17室、90係、6事務局、1事業局(内訳)

部に属さないもの 2課 3係

総務部 7課 2室 16係

震災復興・企画部 4課 5室 6係

市民生活部 4課 10係

保健福祉部 5課 5室 10係

産業部 5課 13係

建設部 4課 3室 13係

ガス水道部 5課 11係

唐桑総合支所 4課 1室 4係

本吉総合支所 4課 1室 4係

事務局 6事務局

教育委員会事務局(教育部)、議会事務局、監査委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局)

事業局 1事業局

病院事業局

震災による業務量の増加への対応措置

震災が発生したのは、新年度に向けて人事異動や組織改編が予定されていた時期だった。しかしながら震

災直後から全職員が震災関連業務に当たっていたため、平成23年4月の人事異動は退職や採用によるものだけとしたほか、定年退職職員の一部に協力をお願いし同年9月まで再任用して業務の継続を確保した。

平成23年10月には、復旧・復興事業に対応するため、業務量が増加する部署を分割・新設するなどの組織改編とそれに伴う人事異動を行った。

その後も復興事業の進捗に応じての組織改編に加え、地方創生への取り組みなどを推進するため、随時組織の見直しを重ねた。

総務部に関する組織改編

平成29年4月、人事方針の確立、研修の見直しや強化、マンパワーの確保など、組織の総合力を高めるため、総務課人事係を「人事課」に改編した。

平成30年4月、市有財産の有効活用、一括管理による効率化を推進するため、財政課内に「公共施設総合管理室」を新設し、令和3年4月には公共施設と未利用資産のマネジメント強化と新庁舎建設を推進するため、住宅課建築営繕係と用地課の業務も統合し、「財産管理課」とした。

震災復興・企画部に関する組織改編

平成23年10月の震災復興計画策定に伴い、企画部企画政策課の企画係を「復興計画・企画係」とした。

平成24年4月、市の最重要課題が震災復興であることを組織として明確化するため、企画部を「震災復興・企画部」に名称変更し、併せて同部内の企画政策課を「震災復興・企画課」に、まちづくり推進課を「震災復興・まちづくり推進課」にそれぞれ名称変更した。

震災復興・まちづくり推進課は、平成25年4月に名称を「地域づくり推進課」に変更した。

平成27年4月、地方版総合戦略の策定・推進を図るため、震災復興・企画課内に「けせんぬま創生戦略室」を新設した。

平成28年4月、公共交通体系の見直しなどを一元的に担当する「総合交通政策室」を震災復興・企画課内に新設した。

平成29年10月、ILC(国際リニアコライダー)誘致を推進するため、震災復興・企画課内に「ILC推進室」を設置した。平成30年度は産業部の部内室としたが、平成31年4月からは震災復興・企画部の部内室とした。

令和3年4月、行財政改革を集中的に推進するため、震災復興・企画課内に「行財政改革推進室」を新設した。

市民生活部に関する組織改編

平成24年4月、震災による膨大な災害廃棄物の処理を進めるため、廃棄物対策課に災害廃棄物処理係を新設し、平成25年4月には「災害廃棄物対策課」とした。平成26年4月に災害廃棄物対策課を廃止し、廃棄物対策課内に災害廃棄物対策係を設けたが、災害廃棄物に係る業務が完了したことに伴い、平成27年度で廃止した。

保健福祉部に関する組織改編

平成26年4月に子ども・子育て新制度に対応するため社会福祉事務所を社会福祉課と子ども家庭課に分割したほか、平成31年4月に包括的な支援体制を確立するため地域包括ケア推進課を設置した。

産業部に関する組織改編

平成23年10月、産業の復興を図り、企業誘致や地場産業の支援を強化するため、「産業再生戦略課」を新設した。令和2年4月には、産業再生戦略課と商工課を統合して「産業戦略課」とし、中小企業支援などの体制のさらなる強化を図った。

平成24年4月、水産課に漁業集落整備係を新設した。平成25年4月には水産課を、水産業の振興を担当する「水産課」と新魚市場建設や漁港施設の災害復旧などの基盤整備を担当する「水産基盤整備課」に分けたが、業務の進捗に伴い、令和3年4月に2課を「水産

未来へつなぐ 100のテーマで振り返る復興

課」に統合した。

建設部に関する組織改編

平成23年10月、都市計画課を「都市計画課」と「住宅課」に分割した。住宅課は住まいの再建を図るため、仮設住宅や災害公営住宅などを担当した。

平成24年4月、土木課に災害復旧事業を行う「災害復旧係」を新設した。また、さまざまな事業の用地取得事務を専門に行う「用地課」を新設した。都市計画課内には「土地区画整理室」を新設して、土地区画整理事業の推進を図った。

平成25年4月、建設部内の各種事業を調整し、進行政管理を担当するために「計画・調整課」を新設した。住宅課を「建築住宅課」と「災害公営住宅整備課」に分割、用地課を「用地課」と「防災集団移転推進課」に分割し、各事業の一層の推進を図った。

平成29年4月、最優先で進めてきた被災者の住まいの再建に一定の目途が立ったことから、住宅部門を再編し、「建築・公営住宅課」、「住宅支援課」を設置し、令和2年4月には2課を統合して「住宅課」を設置した。

また、業務の多くが完了したことから、計画・調整課に三陸道・大島架橋・唐桑最短道整備促進課を統合した。

令和3年4月、復興業務の進捗に伴い業務が縮小したことから、計画・調整課を土木課に統合した。

ガス水道部に関する組織改編

平成25年4月に工務課に「復興推進係」を新設、水道施設整備の復興事業を加速させるため、平成26年4月、工務課復興推進係を「施設整備課」に改編した。

市立病院に関する組織改編

平成23年10月、新病院建設準備室を「新病院建設推進室」に変更、平成25年4月には「新病院建設推進課」に改編し、市立新病院の建設事業を進めた。新病院開院に伴い、平成29年10月に新病院建設推進課を廃止した。

令和3年4月、地方公営企業法の全部適用により病院事業局を設置した。

Ⅷ 復興を支える体制

組織とマンパワー

マンパワーの確保



震災直後の初動対応から現在に至るまでの震災復興事業においては、常に膨大なマンパワーを必要とした。市職員だけでは対応することができず、必要人員数の大部分を全国の自治体などからの派遣職員に支えられて事業を進めた。応援を受けながら共に活動する中、専門知識や技術、過去の震災経験に基づく貴重なアドバイスなど、多くを学んだ。

平成25年1月からは市の任期付職員の採用も開始し、不足するマンパワーを確保しながら、復興事業に取り組んだ。

基本情報

- 事業費
163億9,690万円
- 財源
震災復興特別交付税
- 関係法令・要綱等
地方自治法
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
労働安全衛生法

全国の自治体などからの支援による派遣職員

震災後、通常業務に加えて震災からの復旧・復興事業に取り組むため、多くのマンパワーが必要となった。

発災からすぐに、相互応援協定を締結していた宮城県や目黒区、一関市だけでなく、全国の自治体などから応援の申し入れがあり、必要なマンパワーの多くを、全国の自治体などからの派遣職員によって確保した。

派遣の経緯としては、関西広域連合を通じた支援、総務省を通じた全国市長会からの支援(総務省スキーム)、東京都からの支援、東京都特別区長会を通じた支

援、国交省等中央省庁からの紹介による支援のほか、自治労からの組合員、東京都医療チーム、日本看護協会からの派遣などがあつた。阪神・淡路大震災の震災対応の経験を有する職員など、さまざまな経験を持つ応援職員が派遣され、多くの知見を学ぶこととなった。

派遣職員の受入れは、総務課人事係(現:人事課)が窓口となり、個別に支援内容の調整を行い、自治体ごとに担当する業務内容を決めて、応援職員が交代しても基本的にはその内容を変更せずに継続支援をお願いしたが、市は、大規模災害の発生を見据えた応援の受援体制を事前に検討できていなかったため、震災直後は、応援職員の適切な配置が難しい部分もあつた。

平成23年度においては、短期間の出張派遣により、避難所に寝泊まりしながらの避難所対応や被災者の健康管理、被害状況の調査、り災証明の発行などの業務を応援職員が担った。

平成24年度以降は自治法派遣として中長期派遣による支援が増え、平成24年度から29年度の期間は毎年50団体以上から派遣を受けた。応援職員の人数は、最も多かった平成26年度が184人で、平成25年度から令和元年度の期間は毎年100人以上となった。中には、新規に任期付職員等を採用して応援職員として派遣する自治体もあつた。

このほか、平成24年度から28年度にかけて、民間会社からの職員派遣も受けた。経済同友会をバックに、全国の民間有識者・企業人による5年間限定の「東北未来創造イニシアティブ」の取り組みは、復興を担う地域の人材育成を中心とした活動で延べ10人の職員の派遣を受けた。

自治法派遣とは

地方自治法第252条の17の規定に基づく職員派遣で、派遣元だけでなく派遣先の職員としての身分を併せ持つ形での派遣のこと。

■平成23年度の出張派遣による応援職員派遣元団体

No	自治体等名称	No	自治体等名称	No	自治体等名称	No	自治体等名称
1	総務省東北総合通信局	14	富山県水見市	27	兵庫県朝来市	40	徳島県
2	国土交通省東北地方整備局	15	山梨県甲府市	28	兵庫県市川町	41	愛媛県西予市
3	仙台国税局気仙沼税務署	16	長野県東御市	29	兵庫県福崎町	42	佐賀県
4	宮城県	17	岐阜県岐阜市	30	兵庫県神河町	43	佐賀県佐賀市
5	秋田県	18	静岡県焼津市	31	兵庫県太子町	44	大分県白杵市
6	千葉県柏市	19	三重県志摩市	32	兵庫県上郡町	45	大分県杵築市
7	東京都	20	三重県紀北町	33	奈良県	46	大分県国東市
8	東京都目黒区	21	兵庫県	34	奈良県宇陀市	47	広島県市長会
9	東京都大田区	22	兵庫県尼崎市	35	島根県浜田市	48	宮城県市長会
10	東京都江戸川区	23	兵庫県明石市	36	広島県	49	自治労宮城県本部
11	神奈川県川崎市	24	兵庫県赤穂市	37	広島県呉市		
12	神奈川県三浦市	25	兵庫県加西市	38	広島県福山市		
13	神奈川県座間市	26	兵庫県丹波市	39	山口県萩市		

■自治法等による派遣(平成23年度～令和3年度)

No	自治体等名称	No	自治体等名称	No	自治体等名称	No	自治体等名称
1	北海道	25	東京都台東区	49	愛知県小牧市	73	高知県
2	北海道札幌市	26	東京都目黒区	50	愛知県一宮市	74	福岡県大牟田市
3	青森県青森市	27	東京都世田谷区	51	愛知県大府市	75	大分県白杵市
4	岩手県一関市	28	東京都杉並区	52	三重県桑名市	76	佐賀県佐賀市
5	宮城県	29	東京都豊島区	53	滋賀県長浜市	77	佐賀県鳥栖市
6	宮城県仙台市	30	東京都北区	54	大阪府大阪市	78	佐賀県伊万里市
7	宮城県栗原市	31	東京都足立区	55	大阪府吹田市	79	佐賀県糟屋市
8	宮城県富谷市	32	東京都江戸川区	56	大阪府高槻市	80	宮崎県都城市
9	秋田県秋田市	33	東京都町田市	57	大阪府八尾市	81	宮崎県延岡市
10	山形県長井市	34	神奈川県	58	大阪府富田林市	82	宮崎県日南市
11	山形県白鷹町	35	神奈川県横浜	59	大阪府箕面市	83	宮崎県えびの市
12	茨城県石岡市	36	神奈川県川崎市	60	兵庫県	84	鹿児島県
13	埼玉県さいたま市	37	福井県勝山市	61	兵庫県尼崎市	85	鹿児島県教育委員会
14	埼玉県熊谷市	38	福井県あわら市	62	兵庫県明石市	86	鹿児島県鹿児島市
15	千葉県	39	石川県金沢市	63	阪神水道企業団	87	鹿児島県薩摩川内市
16	千葉県千葉市	40	石川県宝達志水町	64	島根県浜田市	88	鹿児島県霧島市
17	千葉県松戸市	41	山梨県笛吹市	65	岡山県岡山市	89	鹿児島県いちき串木野市
18	千葉県野田市	42	山梨県上野原市	66	広島県広島市	90	鹿児島県南九州市
19	千葉県柏市	43	長野県伊那市	67	広島県江田島市	91	鹿児島県さつま町
20	千葉県八千代市	44	岐阜県岐阜市	68	山口県光市	92	鹿児島県中種子町
21	千葉県一宮町	45	静岡県静岡市	69	香川県三豊市	93	鹿児島県喜界町
22	千葉県長生村	46	愛知県	70	愛媛県松山市	94	鹿児島県徳之島町
23	東京都	47	愛知県名古屋	71	愛媛県新居浜市	95	宮城復興局
24	東京都文京区	48	名古屋港管理組合	72	愛媛県西予市		

■応援職員派遣元民間団体(平成23年度～)

No	団体名等
1	(独)都市再生機構
2	(一財)札幌市水道サービス協会
3	(公財)東京都都市づくり公社
4	浜田市土地開発公社
5	(公財)松山市文化・スポーツ振興財団
6	佐賀県(建設会社)
7	東急不動産株式会社
8	KDDI株式会社
9	経済同友会各企業

任期付職員の採用

復旧・復興に関連した業務量の増加が一定期間に集中することから、市は平成25年1月から任期付職員の採用による人員の確保を開始した。任期付職員の任期の上限は5年となっている。

採用試験は市独自で行ったほか、特に不足していた土木や建築などの技術職を中心に、県と沿岸市町の合同により、他都府県の会場等でも説明会や試験を実施した。

また、被災地支援を希望する全国の市町村のOB職員を総務省で取りまとめ、その中から任期付職員として採用する場合もあった。

任期付職員数は平成30年4月が99人と最も多くなった。

復興庁からの応援職員

復興庁では各復興局で期間業務職員を採用し、市町村応援職員として被災自治体とマッチングを行っている。駐在させる取り組みを平成25年1月から実施している。

復興庁のホームページを通じて通年で募集をしており、国家公務員としての派遣となった。

復旧・復興業務と職員の健康管理・維持

市職員および応援職員は、これまでに体験したことのない災害への対応を行うこととなり、身体面のみならず精神面の負担も大きかった。

そのため、通常の定期健康診断に加えて宮城大学と東北大学の協力による疲労度調査や、みやぎ心のケアセンターの健康相談、また定期的に職員に対してメンタルヘルス研修を行うことにより、職員の健康管理を行った。また、平成28年度からはストレスチェックを毎年実施している。

応援職員の受け入れ体制

応援職員は、震災直後からの出張派遣では、避難所や派遣元自治体が用意した宿泊施設等で生活していたが、平成24年からの長期派遣を受け入れるに当たって、応援職員の住まいや駐車場を確保する必要が生じた。

そのため、当初は応急仮設住宅の空き部屋を活用したほか、平成25年に派遣職員宿舎(28戸)を新設した。また、応急仮設住宅の集約・撤去に伴って、応援職員宿舎として市内の民間賃貸住宅の借り上げを行った。

なお、地方自治法による中長期の職員派遣に係る受入経費や、災害対応のために職員の採用などを行った場合の経費は、震災復興特別交付税により措置された。

マンパワー確保への取り組み

震災から年数が経過しても、土木職等の技術職の確保が困難な状態は続いた。他地域でも深刻な災害が発生したことや、派遣元自治体においても技術職の採用が困難になってきていることも大きな要因となった。

復興事業の完遂までには引き続きマンパワーが必要となることから、総務省スキームの活用や継続派遣要請など、各自治体、団体等に職員派遣を要請している。

なお、将来的に応援職員がいなくなることを見据えて、正規職員のみで業務を遂行することができるように、業務の効率化や業務委託などにより職員数の適正化の取り組みを進めている。

「気づき」と「教訓」

職員派遣に係る体制整備

全国で災害が起きた場合には、支援する側として本市からも職員を派遣することが想定される。そのために平時から、震災に関連する業務経験のある職員や、派遣可能な職員の把握や育成に取り組むことが必要である。

また、発災後は被災自治体も混乱していることから、業務の応援だけでなく、派遣職員が自ら被災自治体のニーズを確認し、派遣元に伝え、次の派遣につなげていくことも重要となってくる。

災害派遣手当の応援職員間の不均衡

災害対策基本法に基づく条例及び規則により、国または他地方公共団体からの派遣職員には災害派遣手当が支給されるが、市が直接任期付職員として採用した場合などは、居所を離れて勤務していても支給対象にならない。

応援職員間の不均衡を是正するためにも、対象外となっている職員に対しても災害派遣手当と同程度の手当を支給できるような国の制度改正や財政支援が必要である。

■ 応援職員数の推移

(単位：人)

年度	分類	事務			土木					建築	電気	機械	農業 土木	保健師	文化財	その他	計
		税務	用地	その他	漁港	上下 水道	区画 整理	集団 移転	その他								
H24.6.1	必要数	5	17	27	4	7	8	22	16	10	2	2	4	1	4	1	130
	充足数	1	3	13	4	3	8	2	10	5	1	1	3	0	0	1	55
	不足数	4	14	14	0	4	0	20	6	5	1	1	1	1	4	0	75
H25.4.1	必要数	11	39	43	10	15	14	19	40	14	4	3	7	5	4	1	229
	充足数	7	11	41	9	14	9	15	25	11	4	3	5	1	4	1	160
	不足数	4	28	2	1	1	5	4	15	3	0	0	2	4	0	0	69
H26.4.1	必要数	34	20	65	17	29	10	30	47	17	4	3	6	2	5	4	293
	充足数	13	19	47	13	18	10	15	34	15	3	1	6	1	4	4	203
	不足数	21	1	18	4	11	0	15	13	2	1	2	0	1	1	0	90
H27.4.1	必要数	18	26	66	12	34	13	22	44	21	5	3	5	3	6	4	282
	充足数	15	21	57	12	27	10	18	34	19	3	3	5	1	4	3	232
	不足数	3	5	9	0	7	3	4	10	2	2	0	0	2	2	1	50
H28.4.1	必要数	14	26	77	12	32	11	12	54	22	6	4	4	3	7	3	287
	充足数	14	14	70	8	27	10	10	31	20	5	2	4	3	3	3	224
	不足数	0	12	7	4	5	1	2	23	2	1	2	0	0	4	0	63
H29.4.1	必要数	18	22	93	10	28	9	5	58	19	4	4	4	3	8	3	288
	充足数	17	19	83	10	24	9	3	39	16	4	4	3	2	4	2	239
	不足数	1	3	10	0	4	0	2	19	3	0	0	1	1	4	1	49
H30.4.1	必要数	19	24	86	11	25	10	1	53	14	4	3	1	3	8	2	264
	充足数	19	23	83	10	24	9	1	41	11	4	2	1	3	6	2	239
	不足数	0	1	3	1	1	1	0	12	3	0	1	0	0	2	0	25
H31.4.1	必要数	15	24	77	13	26	9	1	43	8	2	1	1	2	8	2	232
	充足数	14	22	76	13	25	8	1	34	8	2	1	1	2	7	2	216
	不足数	1	2	1	0	1	1	0	9	0	0	0	0	0	1	0	16
R2.4.1	必要数	13	24	67	13	23	8	0	38	5	2	1	1	0	8	2	205
	充足数	13	22	66	13	23	7	0	33	5	2	1	1	0	6	2	194
	不足数	0	2	1	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	2	0	11
R3.4.1	必要数	4	9	30	11	16	3	0	26	1	0	0	1	0	3	2	106
	充足数	4	9	30	11	16	3	0	26	1	0	0	1	0	3	2	106
	不足数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VIII 復興を支える体制

市議会

東日本大震災
調査特別委員会

市議会は、震災からの復興に最大限の力を尽くし、一日でも早く被災した市民の生活が安定するよう、被害の早期復旧および復興に関する調査を行うことを目的に、議員全員で構成する「東日本大震災調査特別委員会」を設置した。

本特別委員会は、令和3年度現在も継続設置しており、市当局と復旧・復興事業の内容や進捗状況などの情報共有、意見交換する場として重要な役割を担っている。その資料や議論は本市の復興の歴史の一つとなっている。

基本情報

■経過

H23.3.11	第35回市議会定例会 一般会計予算審査特別委員会は東日本大震災発生のため中断
H23.3.14	第35回市議会定例会 議員15名が出席し、一般会計予算審査特別委員会を再開して可決 本会議を開催し、全議案を可決
H23.3.31	議員全体説明会 当局より被害状況説明 議員全体会議 平成23年度の各種委員会の行政視察の中止と、政務活動費を申請しないことを決定
H23.4.21	会派代表者会議 特別委員会の設置、議員報酬の減額について協議
H23.4.26	議員全体会議 上記事項を確認
H23.5.2	議員全体説明会 当局より震災への対応状況等を説明
H23.5.17~18	第36回気仙沼市議会(臨時会) 震災に係る条例改正・H22・23各種会計補正予算の専決処分の承認等を可決 東日本大震災調査特別委員会の設置と議員報酬減額を議員提案し、可決

東日本大震災直後の対応

平成23年3月11日14時46分の地震発生時は、第35回市議会(定例会)の一般会計予算審査特別委員会において、平成23年度予算の審査中であった。激しい揺れに襲われたため、一旦休憩とし、直後に大津波警報が発令されたことから、14時50分に再開後、即座に散会した。

3月14日、道路の寸断や、連絡手段が復旧していない状況であったが、当時の議員30名のうち定足数を満たす15名が出席し、一般会計予算審査特別委員会および本会議を開催。新年度予算を含む全ての議案を可決し、会期を2日残して閉会した。

閉会后、各議員は地域に戻り、避難所の世話役や市民の要望を市に伝える役割を担うなど、個別に活動した。

3月31日、議員全体説明会を開催し、当局から被害状況等について説明を受けた。

また、同日開催した議員全体会議において、新年度予算の見直しについて協議し、平成23年度の各種委員会の行政視察の中止と、政務活動費を申請しないことを確認した。

東日本大震災調査特別委員会の
設置等

平成23年4月21日、会派代表者会議を開催し、東日本大震災への市議会としての対応について協議を行い、同月26日の議員全体会議において東日本大震災調査特別委員会の設置および議員報酬10%減額(平成26年3月31日まで)を確認した。

同年5月17日、18日に開催した第36回気仙沼市議会(臨時会)において、市長提案の復旧に係る補正予算や条例改正のほか、議員報酬の削減と「東日本大震災調査特別委員会」の設置を議員提案し、可決した。

調査および議案の委員会審査

東日本大震災調査特別委員会(以下、特別委員会)は、復旧・復興に係る調査や復旧に関する重要議案の審査など、重要な役割を担ってきた。

平成23年度は、4つの常任委員会単位で構成した分科会を設置し、被災状況や復旧状況調査等を行うなど、延べ26回の特別委員会および分科会を開催し、当局の復旧・復興の取り組みを質してきた。

平成24年度から、毎月11日を基本に定例化して開催(令和元年度までは毎月、令和2年度からは2カ月に1回開催)され、令和3年3月31日までに特別委員会や特別委員会の運営を協議する運営小委員会等を210回開催し、512項目について調査したほか、衆・参両院の震災復興特別委員会や宮城県議会など他機関との意見交換や現地踏査に取り組んだ。

震災復興計画の審査

平成23年10月6日、7日に開催した第41回市議会(臨時会)に、「気仙沼市震災復興計画(以下、復興計画)の策定について」の議案が提出され、特別委員会において審査を行った。審査は2日に及び、特別委員会から出された意見を反映するため、当局が議案を撤回し、修正して再提案した後に可決した。

災害危険区域に関する
条例制定についての審査

また、平成24年6月の第46回市議会(定例会)では、「気仙沼市災害危険区域に関する条例制定について」の議案が提出され、特別委員会において審査を行った。原案どおり可決したが、「災害危険区域の指定について、被災者への丁寧な説明と、区域の見直し等には事前の議会への説明を求める」旨の附帯決議がなされた。

※復興計画は、議会の議決すべき事項に位置付けられてはいなかったが、二元代表制の一翼を担う議会として、責任を持って深くかかわるべきとして、第40回定例会において、震災復興計画を議会の議決すべき事件として定める条例制定を、議員全員で構成する議会改革調査特別委員会で提案し、可決したものである。

なお、復興計画を策定した被災自治体において、議会が議決を行ったのは、25%であった。(内閣府:「東日本大震災における被災地地方公共団体の復興計画の分析調査報告書」より抜粋)

東日本大震災調査特別委員会の意義

特別委員会は、復旧・復興事業の計画・実施内容および進捗状況等を確認・審査する場として重要な役割を担い、復旧・復興に関する事項の調査や情報の共有を図るなど、市当局と共に、震災からの復旧・復興に努めてきた。

特別委員会に提出された当局の説明資料は復旧・復興の課題と対応・解決の詳細な内容を証したものであり、今後の全国での災害においても貴重な参考書となるものである。

震災から10年が過ぎた現在も復興事業は継続しており、一日も早い復興の完遂と、「復興のその先」を見据え、特別委員会の取り組みは今後も続く。

行政視察の受け入れ

震災後、全国の議会から復興状況等について行政視察の申し込みがあり、支援に対する感謝の意を表するため、可能な限り対応した。

■行政視察の受け入れ件数

年度	受け入れ件数
H22	21
H23	36
H24	72
H25	48
H26	22
H27	27
H28	25
H29	22
H30	23
R1	23
R2	5

VIII 復興を支える体制

視察・要望

視察対応と要望活動



震災後、被災者の見舞いや復旧作業へのねぎらい、被害状況の把握、復旧・復興事業およびその進捗状況の確認、支援などを目的とした視察や訪問が続いた。これに対し市は、被災の状況や復興の課題、進捗状況などを説明し対応した。

一方、震災からの復旧・復興に関係する国等への要望活動は、震災直後の平成23年3月23日に菅直人内閣総理大臣に対して提出した「東北地方太平洋沖地震・津波に関する要望書」から始まった。その後は、復旧・復興事業の進展を踏まえ、中央官庁への訪問のほか、視察で来市された機会なども捉えて、要望活動を積極的に行った。

皇族の来市・お見舞い

平成26年7月23日、24日の2日間にわたり、天皇后両陛下（現上皇・上皇后両陛下）が本市へ行幸啓になられ、市長から復興状況等の説明を受けられたほか、岩井崎や気仙沼市魚市場でのカツオの水揚げ等を御視察いただいた。

平成23年6月27日には、秋篠宮文仁親王同妃両殿下が本市を御訪問になられ、被災状況等を視察された。また、市内の水産関係者と懇談され、気仙沼小学校では結核予防会健康支援活動関係者と面会されたほか、被災者の下を訪れ苦勞を労われた。

また、令和3年3月17日、天皇后両陛下が震災から10年となるのに当たり、宮城県の被災地の復興状況を行幸啓（オンライン）になられた。宮城県知事などからの説明の後、本市の被災者3名と懇談され、両陛下からお悔やみや労いのお言葉をいただいた。

各方面からの視察・訪問

震災から10年間、本市は多くの方々の視察・訪問を

受けた。野田佳彦内閣総理大臣、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ、国務大臣、政務三役、国会議員、省庁幹部、自治体・議会、大学・研究機関の方々のほか、インドネシアのユドヨノ大統領など海外の要人も視察に訪れた。

震災直後からの要望活動

震災からの復旧・復興に当たって、本市ではさまざまな要望活動を行ってきた。その第一歩が平成23年3月23日に当時の菅直人内閣総理大臣へ提出した「東北地方太平洋沖地震・津波に関する要望書」である。

本市の財政規模に比較して極めて甚大な被害状況であったことから、国に対して21項目を要望した。それは復旧・復興を推進するために必要な支援の実施や制度の創設、財政措置を求めるものであり、市震災復興計画の前提または基盤とも呼べる内容であった。

その後は、復旧・復興事業の進捗と展望を踏まえながら、中央官庁や県選出国会議員への訪問、視察で本市を訪れた関係省庁（大臣、副大臣等）や国会議員に対する要望活動を重ね、事業の促進を図った。

他自治体や関係団体と共同での要望

市単独での要望以外に、宮城県市長会や三陸沿岸都市会議、平成24年8月に設立した宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議（気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市）など、他自治体と連携した要望も行った。

宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議では、震災復興の進捗に伴って甚大な被害を被った沿岸自治体に共通する課題について、その解決に向けた制度活用に関するなお一層の具体的助言や、現場の課題に即した制度の弾力的運用、拡充等を強く求めていく

ことを確認し、平成24年8月に「被災地の実情に即した復興を一層加速させるための被災自治体への財政的・制度的裁量の拡大に係る緊急要望」を復興大臣に提出した。

また、漁業や水産業の関係団体や道路整備を求め住民団体などと連名での要望も行い、支援の拡充や制度の新設、事業の促進などを図った。



H23.3.23 「東北地方太平洋沖地震・津波に関する要望書」

「気づき」と「教訓」

地域課題の解決のために

要望活動は国会議員や政府関係者が来市した際など、さまざまな機会を捉え、時期を逸することなく要望に繋げていくことが肝要である。そのためには、市議会東日本大震災調査特別委員会をはじめ、市民、企業、有識者等との議論の場や、結果を共有する場を設置し、常に要望事項を整理しておく必要がある。



H23.6.18 インドネシア共和国 ユドヨノ大統領視察



H25.1.8 宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議による中央要望



H28.10.30 安倍晋三内閣総理大臣視察

東日本大震災調査特別委員会を設置して 復興事業の推進をスムーズに

市議会議長(発災当時)
臼井真人さん



開催中の2月定例会は発災直後に散会となり、私は広域消防本部に設置された災害対策本部会議に、市議会議長として連日出席しました。

2～3日後には、実際に被災した地域へ視察に向かったのですが、衝撃だったのは、そこで見た世界に色が無かったこと。知っているはずの地域や集落なのに、どこがどこか分からない。実際にその場に立ってみなければ感じられないものがありました。

平成23年3月31日には、地元で避難所対応などをしてきた議員たちも集まり、議員全体説明会を開催。被害を報告しました。

私の自宅は中央公民館の近くにあり、津波と火災の炎にのまれました。家族は無事でしたが、自分が住んでいる場所にどんな危険があって、どう避難するのか。そういったことをしっかり把握しておくことの大切さを強く感じました。

同年5月、宮城県下の市町村議会の議長が集まって国へ要望を届けることになりました。議長として被災したのは私と岩沼市の議長さんだけでした。応急仮設住宅の早期整備などを要望したのですが、事業を営ん

でいた私は、苦楽を分かち合い、切磋琢磨してきた仕事仲間のことを思い、予定には無かったのですが、被災事業者のために事業が継続できる支援を急遽お願いしました。仮設住宅の先にある支援について依頼したのです。その後、グループ補助金制度も導入されることとなりました。この制度を活用して多くの事業所が復旧し、地域の復興の力になりました。

市議会では平成23年5月、東日本大震災調査特別委員会を立ち上げ、定期的に情報を持ち寄って、復興案件について市当局と意見を交わしています。特別委員会の設置によって当局と議会の情報共有がスムーズになり、復興事業の推進にも繋がったと思います。

これからの課題は地域づくり、コミュニティ再生であると感じています。ハード面での復興には具体的な目標がありましたが、心の復興など目に見えにくい課題にも取り組んでいきたいです。

また、震災と復興を経験してふるさとを語り始めた子どもたちも増えています。「地域のために力になりたい」と言ってくれる彼ら、彼女たちを、とても誇らしく、心強く思います。

市議会は市民の要望を市、国、県へ伝える役割

市議会議長
菅原清喜さん



平成23年3月11日の発災当日、市議会定例会の予算特別委員会が開かれていました。全員が直ちにそのまま避難しましたので、議会は閉会しておらず、14日になって15名の議員と連絡が付き、ようやく閉会の宣言を行うことができました。当日は作業着姿の議員もいました。

集まった議員同士で、各地域の情報を交換しました。貴重な情報が集まりました。混乱の中、市民の皆さんが「まちのこれから」のことを尋ねられる相手は議員です。「地元の人たちを助けることが第一」。議員たちもそれぞれの地域で活動を続けました。

同年5月の市議会臨時会では、市の情報を議会でも共有することを確認し、翌月の市議会定例会では予算の応急対応について話し合いました。国の補助金も何もまだ決まっていません。具体的な復興への対応が始まったのは、翌年2月の市議会定例会のころからでした。

各議員は、市民からの意見や要望をまとめることが大変でした。それらを市当局へ届けても当局もまた大変。かなえられるもの、できないもの…… 誰もが無我

夢中でした。

市議会としては、国や県へも要望を伝えました。被災地の声を直接届けたとき、国会議員の方が「分かりました」と言ってくださり、心強かったことを覚えています。また、三陸道や気仙沼大島架橋の早期整備も進みました。どちらも何十年も訴えてきた地元の大きな要望、悲願でした。地域ごとの避難路、命の道……そうした道路ができていったことにも大変感激しています。

市街地の整備はまだ続きます。人口減少や水産資源の減少といった課題も多くありますが、10年間続けられてきたハード整備を、これからは活性化につなげなければなりません。観光業を充実させたいという思いもあります。また、議会にも若い力が欲しいと思っています。ぜひ新しい考えや視点から、そして意欲的に、気仙沼にしかないもの、食やアクティビティの開発・発信もしていきたいと思っています。水産と観光のまちづくりが進められていくことを願っています。